

おいしい鳥取PR推進事業

事業の目的

販路開拓・消費拡大のための以下のような取組みに対して支援する。

- 小売店における1月以上のテスト販売や複数回の試食販売による販路の定着化
- 県外での販路開拓、消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
- 県内の伝統的な加工食品の新商品開発、新商品・新技術の企業化

対象者

- (1)農林漁業団体(ただし、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金の交付対象団体を除く)
- (2)農業法人、農林漁業団体等で構成する任意組織
- (3)従業員が20人以下の食品加工製造事業者
- (4)伝統的な加工食品を製造する事業者

支援の内容

販路開拓・消費拡大のための取組みに要する次の経費を補助する。(同一内容の取組みについては、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る)

- ①【販路定着化】県外の小売店と連携して行う1月以上のテスト販売に要する経費又は同一店舗で年4回以上の試食販売に要する経費〔旅費、輸送費、広報費、会場装飾費など〕
- ②【販路開拓】県外の小売店等での試食販売、展示会の開催、見本市への参加、消費者等との産地交流を行うツアーの開催など国内における販路開拓に要する経費〔旅費、輸送費、広報費、会場装飾費、バス借り上げ代、農林水産物代、食事代、保険代、消耗品費、使用料、打合せ経費など〕
※ただし、食品加工製造事業者は対象外
- ③【新商品開発能力育成等】県内の伝統的な加工食品に係る商品化のための開発設計、設備の運転研究、試作・改良、新商品・新技術のデザイン等の改良に要する経費〔旅費、原材料費、機械装置又は工具器具購入費、デザイン料など〕
※県内の伝統的な加工食品を製造する事業者のみ補助対象

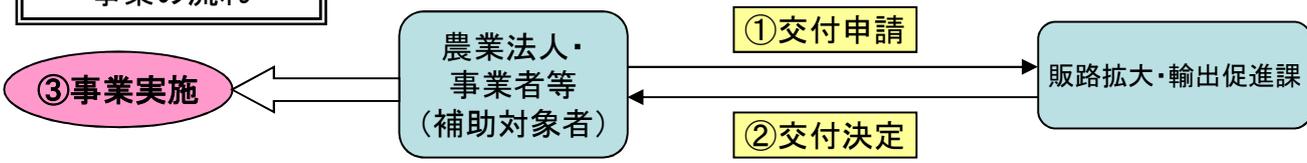
補助金額・補助率

【補助率】経費の1/2を補助する。

【単年度補助上限額】

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ○販路定着化事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限400千円 |
| | ・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限200千円 |
| ○販路開拓事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限300千円 |
| | ・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限150千円 |
| ○新商品開発能力育成等事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限1,000千円 |
| | ・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限500千円 |

事業の流れ



担当部署電話番号

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 大村 電話 0857-26-7828

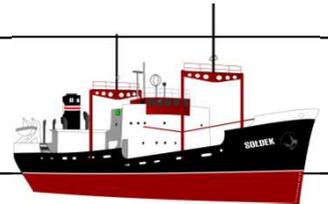
「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業補助金

事業の目的

鳥取県内で生産された農林水産物及び加工食品(以下「県産農林水産物等」という。)の輸出活動の支援

対象者

県内農林水産物等の輸出に取り組む県内事業者



補助対象事業

県産農林水産物等の輸出促進のために行う海外での市場調査活動や販売促進活動(商談も含む)及び物流実験であり、次のいずれかを満たす事業

- ①輸出拡大を進める品目の輸出実績が3年以下
- ②新たな国・地域や販売店舗の掘り起こし

補助率

2/3以内

※ただし、国庫補助事業等他の事業で対応できる場合、その補助対象経費については1/6とする。県産原材料を使っていない品目の輸出を目的とする場合は、補助率を1/2とする。

事業実施期間

年度内

補助対象事業

旅費(食事代は除く。)、謝金、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借料、試食・展示サンプル購入費等 *ただし、輸出に係る各種認証取得に要する経費は除く。

問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課 輸出担当 田中
電話 0857-26-7963 WEBサイト <http://www.pref.tottori.lg.jp/shijoukaitaku/>



平成27年度鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業

事業の目的

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対し支援する。

対象者

有機JAS認定事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者等



支援の内容

- ①有機・特別栽培農産物生産技術支援事業(ハード) 有機的管理で使用する機器購入費
- ②有機・特別栽培農産物生産技術支援事業(ソフト) 栽培技術習得のために必要な経費
- ③消費者交流・マッチング支援事業 イベント等での消費者交流及び市場調査を行うために必要な経費
- ④グループ活動支援事業 グループで栽培技術向上・販路開拓を行うために必要な経費

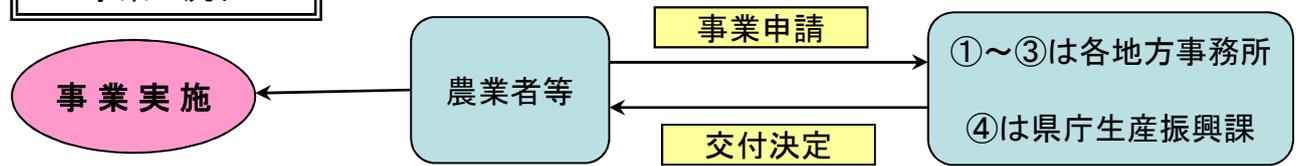
補助金額・補助率

- ① 事業費の1/3以内。ただし、補助金上限総額30万円
- ②～④事業費の1/2以内。ただし、②と③は補助金上限10万円、④は補助金上限50万円

主な要件

- ①新たに鳥取県特別栽培農産物認証制度での認証を受けること(1年以内取得見込みを含む)又は、既認証者で面積拡大や農薬削減の取組みを行っていること
- ②新たに鳥取県特別栽培農産物認証制度での認証を受けること(1年以内取得見込みを含む)
- ③有機JASに係る登録認定機関から有機農産物等生産行程管理者等の認定を受けていること又は、鳥取県特別栽培農産物認証制度での認証を受けていること
- ④有機・特別栽培農産物の生産から販売までの取組みを行う農業者が組織する団体であり、新たに組織化又は構成員(農業者)を増員したものであること

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7649
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

環境保全型農業直接支援対策事業

事業の目的

化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

対象者



販売を目的として生産を行う農業者(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

支援の内容

化学肥料・農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、以下の取組を行う農業者を支援する。

- 緑肥の作付け
- 有機農業の取組
- ※堆肥の施用
- リビングマルチ・草生栽培の実施
- 冬期湛水管理
- ※「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組

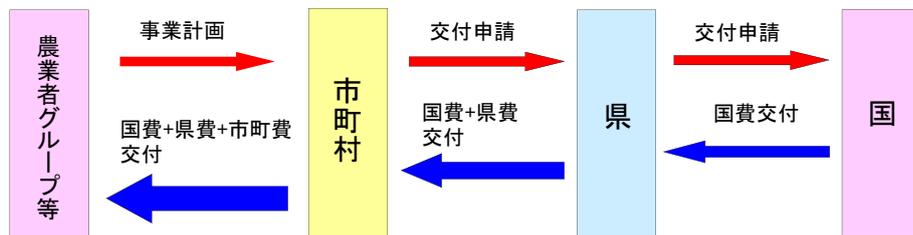
補助金額・補助率

- 緑肥の作付け 8,000円/10a
- 堆肥の施用 4,400円/10a
- リビングマルチ・草生栽培の実施 8,000円/10a
- ※有機農業の取組 8,000円/10a
- (※)ただし、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a
- 冬期湛水管理 8,000円/10a
- ★ 補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

主な要件

- エコファーマーの認定を受けていること。
- ※ 県特別栽培農産物認証等の認証を取得している者、有機農業に取り組む販売農家、共同販売経理を行う集落営農組織が取り組む場合、エコファーマー以外でも対象農家となる特例措置がある。
- 農業環境規範に基づく点検を行っていること。
- 推進活動の実施

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3574
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

果樹等経営安定資金利子助成事業

事業の目的

災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。

対象者

果樹、野菜、花き類及び工芸作物(そば、茶)を栽培し、災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた農家。



支援の内容

災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。

補助率

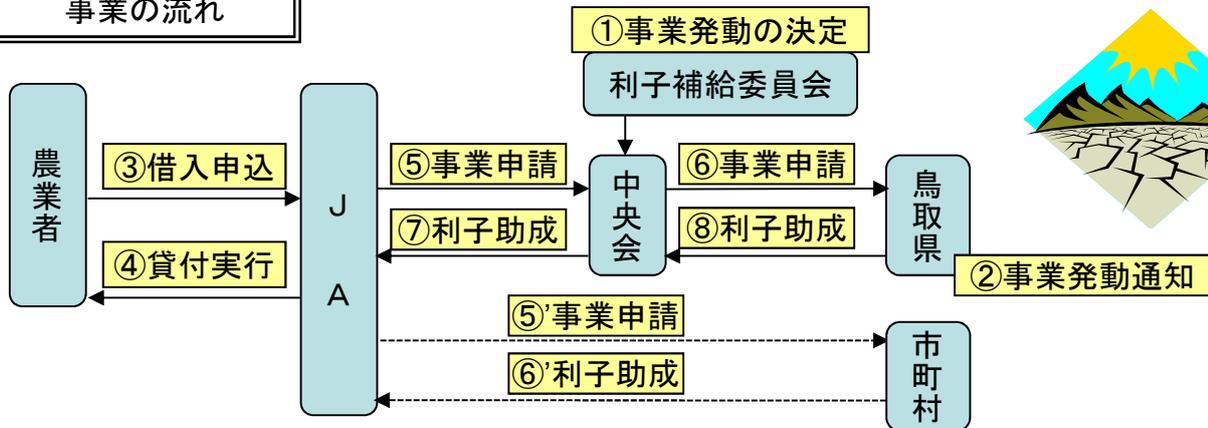
【補助率】 県1/3+JA2/3

ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。

主な要件

区分	災害時対応	価格低落時対応	原油価格高騰時対応
発動要件	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、天災資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合
対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバ・茶に限る)		
利子補給期間	3年以内、末端金利0%		
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限		
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連		
融資対象	・原則として天災資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合や、天災資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合。		
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。		

事業の流れ



担当部所電話番号

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 0857-26-7414、JA鳥取県中央会 0857-21-2609

果樹等気象災害対策事業

事業の目的

気象災害を防止する施設整備を支援し、災害に強い産地づくりと生産安定を図る。

事業実施主体

JA、生産組織、農業公社、認定農業者、産地計画の担い手、リース事業者



支援の内容

- 対象品目： 梨、柿、茶及び市町村特認品目
- 対象施設： 防霜ファン、防霜散水施設、網掛け施設及び市町村・地方事務所特認施設・機械

補助金額・補助率

補助率：3分の1

防霜散水施設による散水氷結



網掛け施設



主な要件

- ア 農業共済制度の加入者又は加入が見込まれる者であること
- イ 施工箇所毎に3a以上であること、通常の収量をあげうるに十分な植栽密度で植栽されていること
- ウ 防霜ファンについては電気導入に係る経費、散水施設については水源確保に係る経費を補助対象外とすること

事業の流れ



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

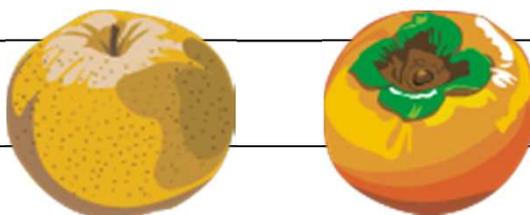
果樹共済加入促進事業(柿梨茶霜被害対策事業費補助金)

事業の目的

気象災害等への防衛策として果樹共済への加入を促進し、経営安定を図る。

事業実施主体

農業共済組合



支援の内容

新規に果樹共済へ加入した柿及び梨生産者の共済掛金

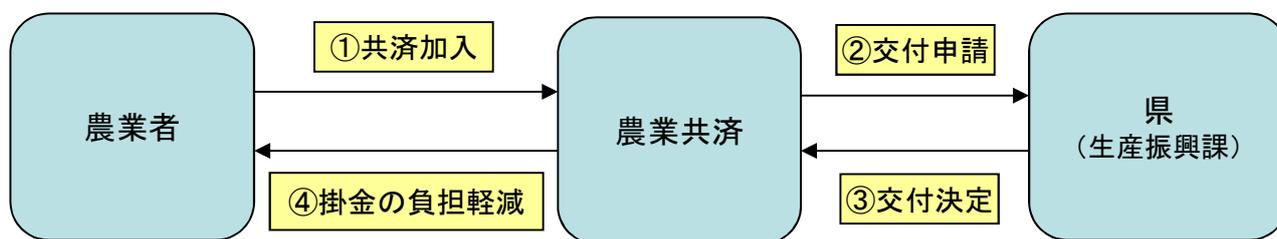
補助金額・補助率

補助率:3分の1

主な要件

- ア 平成26年度又は平成27年度から農業共済制度に新規加入した農家であること
- イ 共済掛金の助成対象は、平成27年度支払の1回限り
- ウ 県補助金と市町村及び生産組織などの助成金の合計が共済掛金を超える場合は、超える額について県補助金を減額すること

事業の流れ



担当部所電話番号

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 0857-26-7414
鳥取県農業共済組合 0857-22-8591

農地・農業用施設災害復旧事業

事業の目的

暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧します。

対象となる施設

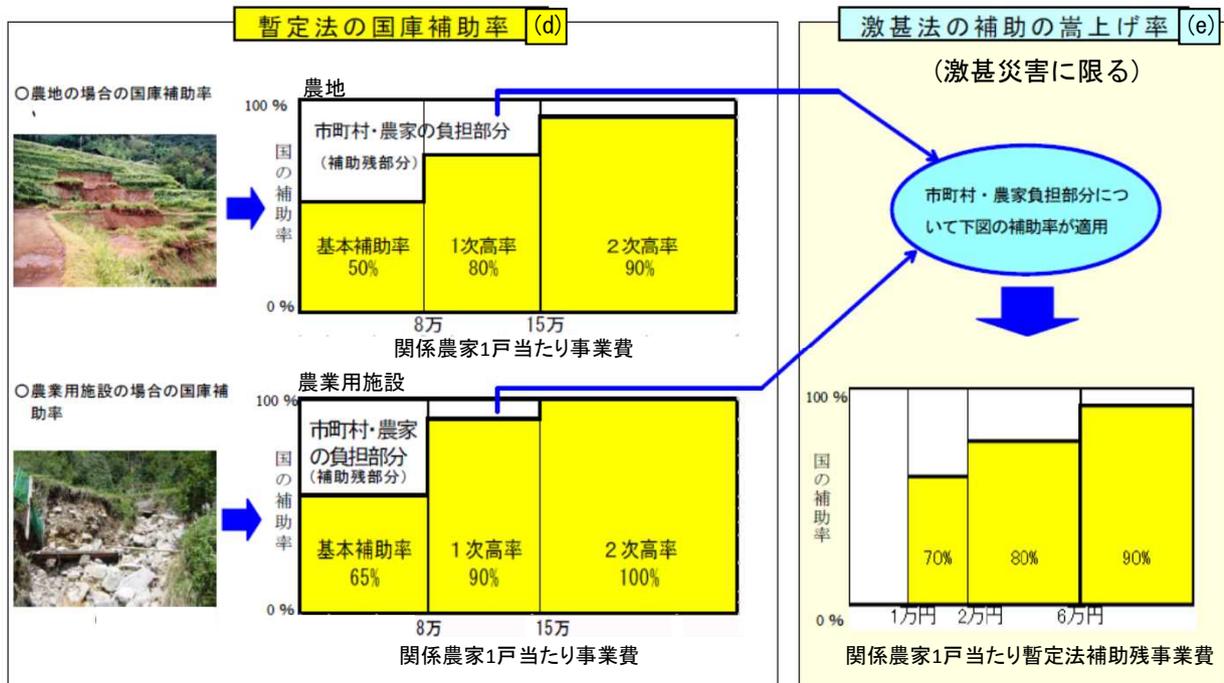
- a) 農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようすれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とします。
- b) 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指します。

対象となる災害原因

- a) 雨 量・・・最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上
- b) 風 速・・・最大風速15m/sec以上
- c) 洪 水・・・その地点の水位が警戒水位以上。
- d) 地 震・・・特に震度を定めていません。
- e) 融雪出水・・・気温の急上昇による雪解けによる出水。

国庫補助

- a) 国庫補助の対象となる災害復旧事業は、1箇所の仕事の費用が40万円以上です。
- b) 農業用施設は、受益戸数が2戸以上あることが国庫補助の条件です。
- c) 基本補助率は、農地：50%、農業用施設：65%です。
- d) 関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げがあります。
- e) 激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費（市町村・農家の負担分）に応じてさらに補助率の嵩上げがあります。
- f) 農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施できます。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象となります。
- g) 災害復旧事業の要件に該当するもので、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工（応急本工事）をすることもできます。



連絡先

農林水産部農地・水保全課	0857-26-7325	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

耕作放棄地再生推進事業

事業の目的

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用した耕作放棄地解消の取組等に対し、県と市町村とで助成することにより取組主体の負担を軽減し、県内の耕作放棄地の早期解消を推進する。

対象者

地域耕作放棄地対策協議会、農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等

支援の内容

①再生作業に対する支援

- ・事業費から国交付金を差し引いた部分を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。
- ・国事業の対象とならない軽微な再生についても、事業費を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。

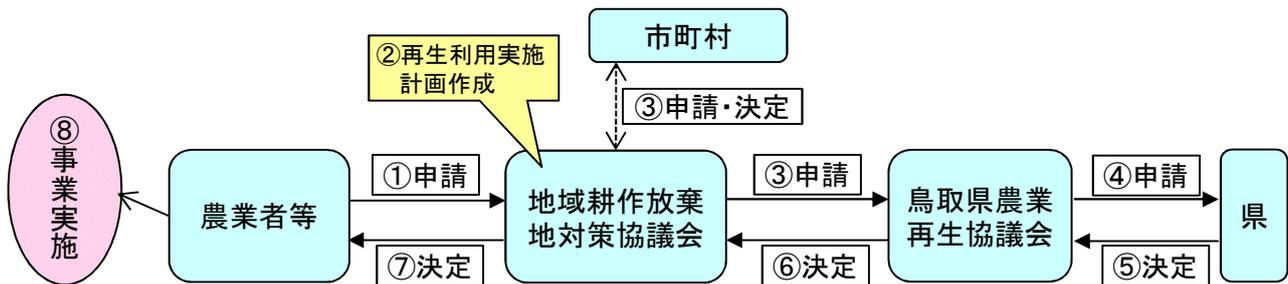
②施設等補完整備に対する支援

1ヶ所当たり事業費が200万円未満の基盤整備等について、事業費から国交付金を差し引いた部分を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。

主な要件

- ①地域耕作放棄地対策協議会が再生利用実施計画を定めていること。
- ②土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む)、再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること。
- ③再生を行う耕作放棄地が農振農用地区域内の農地であること(市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象)

事業の流れ



	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7685
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3557
	〃 〃 八頭事務所農業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター 日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

農地を守る直接支払事業

事業の目的

平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利性を是正するため協定農用地面積に応じて助成する。

対象者

市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等



支援の内容

特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

補助金額・補助率

10a当たり交付単価(円)

	急傾斜	緩傾斜	★補助率 国1/2 県1/4 市町1/4 特認地域は全て1/3
田	21,000	8,000	
畑	11,500	3,500	
採草放牧地	1,000	300	

- ① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付)
例: 耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等
- ② ①に加えて将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組(上記単価の10割を交付)
例: 機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農産物の加工・販売
- ③ ②に取り組む集落が、複数集落で広域協定を締結する場合、3,000円/10a加算、小規模・高齢化集落の農用地を維持した場合、4,500円/10a加算(田)、超急傾斜地の農用地の保全・活用に取り組む場合、6,000円/10a加算

主な要件

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

しっかり守る農林基盤交付金

事業の目的

小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

対象者

市町村



支援の内容

市町村が実施する小規模な農林業生産基盤に係る下記の事業に必要な経費を支援する。

- ①農業生産基盤の新設、改良及び補修(災害復旧を含む)に係る事業
- ②林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事業
- ③放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業

補助金額・補助率

【補助率】全体事業費の1/2を補助する。ただし次の①又は②又は③の場合は、市町村事業費の1/2以内。

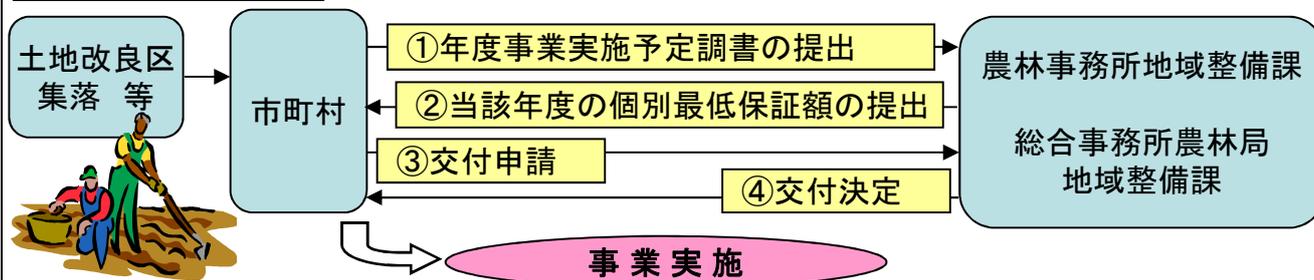
- ①市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合
- ②市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割を超える場合
- ③災害復旧交付額による災害復旧の場合

主な要件

対処事業は、次に掲げる事業を除いた事業。

- ①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業
- ②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業
- ③受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く)
※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。
- ④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産	農林水産部農地・水保全課	0857-26-7326
	農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金

事業の目的

生産性の向上を図るために生産基盤整備を行う農業者への資金の融資及び農家負担の軽減。

対象者

- ①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者
- ②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体)
- ③農業振興法人



支援の内容

●農業基盤整備資金

農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。

●担い手育成農地集積資金

農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。

貸付金利

非補助土地改良事業…国の補助の対象とならない土地改良事業で

(株)日本政策金融公庫からの借入金により行うもの

●農業基盤整備資金

・県営補助残 0.95%

・非補助土地改良事業 0.80%

・災害復旧 0.30~0.80%

・団体営補助残 0.80%

・非補助土地改良事業利子軽減 0.80%

●担い手育成農地集積資金 無利子

(平成27年3月18日現在)

主な要件

≪償還期限≫25年以内(うち据置期間10年以内)

≪貸付限度額≫

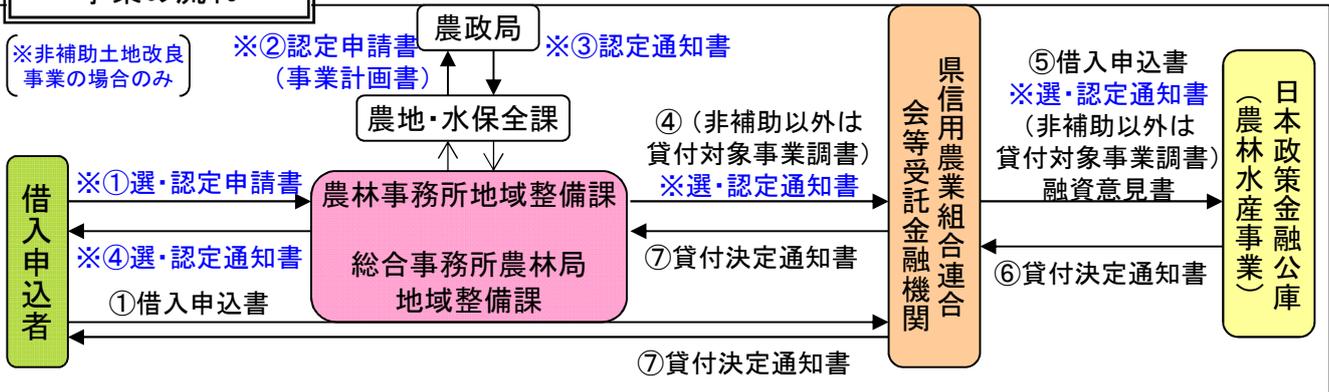
●農業基盤整備資金:各年度貸付対象者が当該年度に負担する額(ただし、融資1件あたりの最低額は50万円)

●担い手育成農地集積資金:次のいずれか低い額

①当該年度の貸付対象事業費の10%

②当該年度に負担する額の5/6

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産	農林水産部農地・水保全課	0857-26-7321
	農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3574
	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3168
	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9662

土地改良施設維持管理適正化事業

事業の目的

団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚水機、排水機、樋水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数の確保。

対象者



土地改良区、土地改良区連合、市町等の土地改良施設管理団体

支援の内容

相互扶助による事業です。整備補修を希望する事業主体が「適正化事業」に加入し、定められた期間に必要な経費を積立、その期間内の定められた年度に整備を行います。

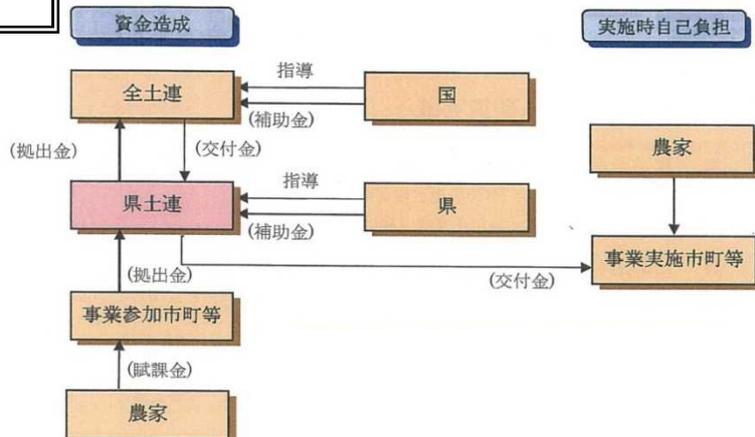
補助金額・補助率

- 補助率:国30% 県30%
事業主体40%(うち30%は5年間で積立、10%は事業実施年度に拠出)

主な要件

適正化事業を実施する施設について、地方連合会の診断・管理指導を受ける必要があります。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3168
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

農地・水保全活動交付金事業

事業の目的

地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。

対象者

多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。



支援の内容

農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。

- ①農地維持支払を交付するのに要する経費
- ②資源向上支払(共同活動)を交付するのに要する経費
- ③資源向上支払(長寿命化)を交付するのに要する経費

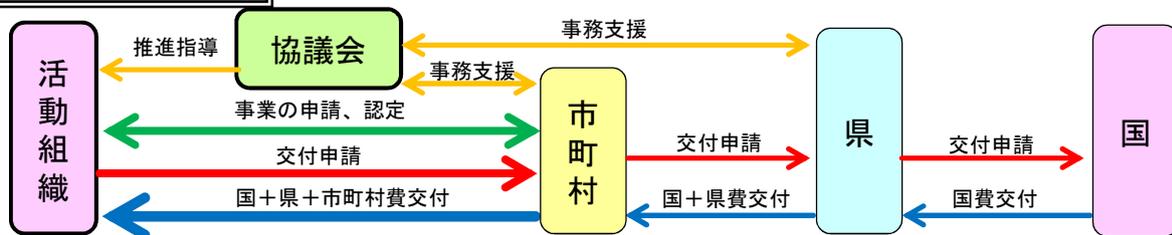
補助金額・補助率

- ①農地維持支払
基本交付単価：水田3,000円/10a、畑2,000円/10a 【補助率】国1/2、県1/4、市町村1/4
- ②資源向上支払(共同活動)
基本交付単価：水田2,400円/10a、畑1,440円/10a 【補助率】国1/2、県1/4、市町村1/4
- ③資源向上支払(長寿命化)
基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a 【補助率】国1/2、県1/4、市町村1/4

主な要件

- ①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】
 - ・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動
 - ・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保全管理構想の作成
- ②資源向上支払(共同活動)【農業者以外の地域住民を含む組織】
 - ・水路や農道等の軽微な補修
 - ・植栽等による農村環境保全活動
- ③資源向上支払(長寿命化)【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】
 - ・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

とっとり井手・ため池保全活動推進交付金

事業の目的

農業用水路や、ため池などの農業生産基盤を共同活動により保全する取組みを通じて、営農の継続や特産品づくりなどの地域活性化につながる活動を支援する。

対象者

集落、地域協議会、実行委員会、土地改良区等



支援の内容

集落等と支援員やボランティアとの協働による、地域活性化活動に要する経費を支援する。

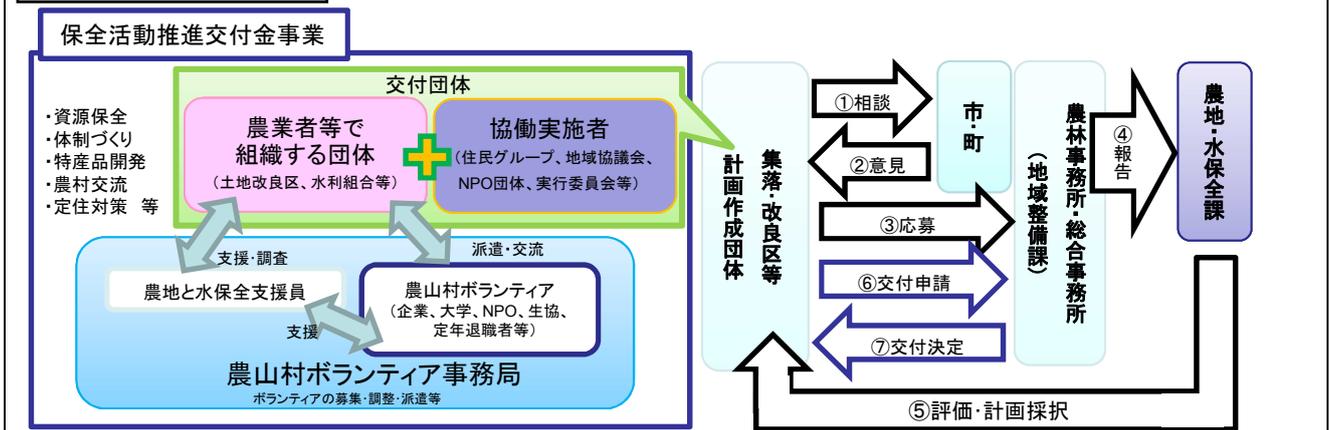
補助金額・補助率

【補助率】 10/10を補助する。(上限 300千円/地区) 5地区程度を予定。
ただし、直接活動に関わる人件費は補助対象外。

主な要件

- ① 農業生産基盤の保全に寄与することが見込まれる活動であること。
- ② 実現可能な計画で活動の継続がみこまれるものであること。
- ③ 非農業者等を含めた多様な主体による活動であること。

事業の流れ



所 属	電 話	所 属	電 話
農林水産部 農地・水保全課	0857-26-7336	中部総合事務所 農林局 地域整備課	0857-23-3201
農林水産部 農山村事務所 地域整備課	0857-20-3570	西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9663

ため池防災減災対策推進事業

事業の目的

農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施する。

事業の概要

(1) 調査推進事業

区分	事業内容	事業主体	補助率
ため池点検	ため池の防災・減災対策を計画的に推進するために調査点検を行う。	市町	市町負担と同額以内 但し、ため池防災訓練支援の県補助上限は10万円
ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費を支援する。		
ため池防災・減災システム整備	管理者にため池の水位上昇を知らせるためのシステム等を整備する。	市町、集落、土地改良区	
ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援する。		

(2) 保全対策事業

区分	事業内容	事業主体	補助率
旧農業用ため池廃止	不要なため池の中で、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	市町、集落、土地改良区	市町負担と同額以内 但し、ため池浚渫の県補助上限は400万円
ため池管理道整備	ため池の管理に必要とされる道路を新設・改良する。		
ため池浚渫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。		

(3) ため池整備推進交付金

区分	事業内容	事業主体
ため池整備推進交付金	農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合に、10万円を越える部分に対し、漸増方式で助成する。平成27～31年度までの採択地区に限る。	事業申請人

主な要件

事業実施期間は平成27～31年度まで。
調査推進事業、保全対策事業は国庫補助事業の活用を優先する。

事業の流れ



※ 土地改良区等は直接補助・間接補助のいずれも可能

担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部 農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9668

鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

事業の目的

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

対象者

市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会

支援の内容

○推進事業(ソフト)

発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等

○整備事業(ハード)

侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設、射撃場の整備



補助金額・補助率

○推進事業 1/2以内

※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし

○整備事業 1/2又は55/100以内(5法指定地域)

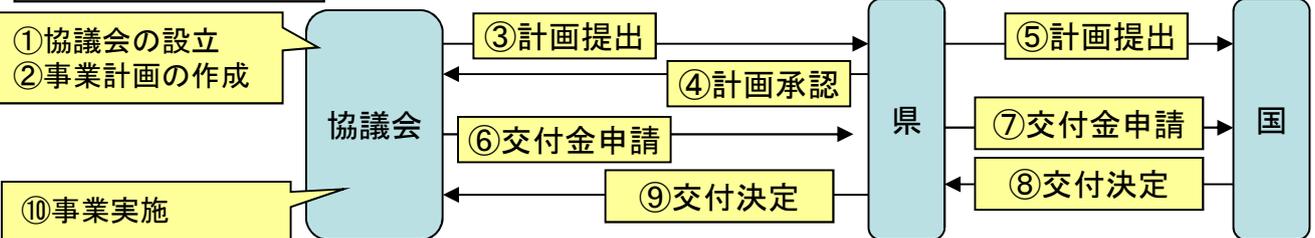
※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助

主な要件

○推進・整備事業共通 協議会を構成する市町村が策定する被害防止計画に基づく取組

○整備事業 受益戸数が3戸以上、費用対効果が1.0以上、使用する資材の耐用年数が5年以上

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821(鳥獣対策センター)
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金

事業の目的

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、鳥獣被害に強い集落づくりの推進、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

対象者

集落等、市町村、農協等（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者）、市町村や農協及び猟友会等で構成する地域協議会

支援の内容

- 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
- 侵入を防ぐ対策：侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
- 個体数を減らす対策：有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者養成に係る経費、捕獲奨励金
- 周辺環境を改善する対策：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

補助金額・補助率

【補助率】事業費の2/3を補助する。（県1/3、市町村1/3）
 ※鳥獣被害に強い集落づくりについては、県1/2、市町村1/2
 ※捕獲奨励金については、市町村が負担する経費の1/2を県が補助
 （県補助上限単価）イノシシ・シカ（猟期外）・アライグマ：5千円、シカ（猟期）：2.5千円
 ヌートリア：1.5千円
 ※緩衝帯の設置等については、補助率は1/2を補助する。（県1/4、市町村1/4）

主な要件

受益農家等が2戸以上の取組（認定農業者及び市町村特認農業者については1戸以上）



事業の流れ



市町村からの承認後 **事業実施**

担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821（鳥獣対策センター）
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業

事業の目的

中山間地域において生活する人々が、安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくり、また地域が活性化するための取組に対して支援する。

対象者

市町、市町が認める広域的運営組織、集落、農商工団体、NPO、個人事業者、企業、組合等

支援の内容

買い物支援(仕組みづくり、移動販売車等導入、移動販売車運営費助成)、広域的地域運営組織づくり支援(課題検討経費)、地域活性化支援(特産物育成、交流施設等整備)、地域コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、自然災害対策、遊休施設活用などの取組や、活動を開始するのに必要な経費を支援する。

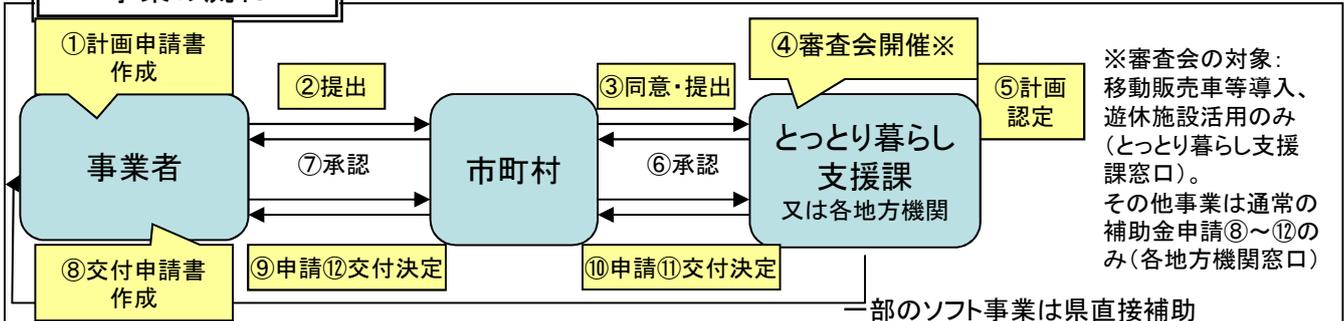
補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2~1/3又は定額を補助する。(市町村任意又は1/3~1/6)
 【補助上限額】 ソフト1,000千円 ハード3,000千円(広域組織づくり1,000千円、買い物支援500千円~5,000千円、自然災害対策500千円、遊休施設活用10,000千円、スタートアップ100千円)

主な要件

- ① 条例・規則で定める中山間地域で実施される取組であること
- ② 広域的地域運営組織づくり支援の対象は、市町条例で設置された集落を越えた広域的な地域単位の運営組織であること
- ③ 地域活性化支援の対象は、地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流、地域産業の掘起しなど地域の誇りを再生・発展させる取組であること
- ④ コミュニティビジネス支援の対象は、地域資源を活用した取組であって地域の活性化が目的であること

事業の流れ



担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
中山間地域振興	地域振興部とっとり暮らし支援課	0857-26-7129
	地域振興部東部振興監東部振興課	0857-26-7967
	中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
	西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
	西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2081

若者定住等による集落活性化総合対策事業

事業の目的

小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落を含む地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けた取組を支援する。

対象者

市町を通じた間接補助(小規模高齢化集落及び小規模高齢化集落に準じる集落、小規模高齢化集落を含む広域的な組織、IUターン者等)

主な支援の内容



- ①地域活性化に向けた地域プラン策定支援
- ②地域の維持活動や活性化に向けた取組支援
 - ・里地里山の再生に向けた取組(農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策等)
 - ・地域活性化対策に係る取組支援(地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・行事の継承の取組等)
 - ・集落内の空き家の除去(集落内に放置されている空き家の除去)
- ③IUターン者への直接・間接支援
 - ・奨励金(250万円/人)
 - ・住宅取得支援(購入・改修経費、家賃補助)
 - ・農林業機械の購入、施設の取得経費支援(上記の住宅取得と合算して上限250万円)
 - ・子どもの出産祝金(5万円/人・定額)
 - ・高校生通学支援(上限2万円/月)
 - ・奨学金返済の補填給付

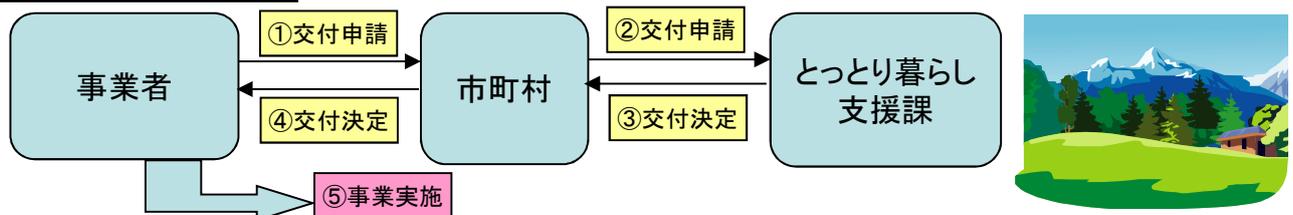
補助率

市町負担経費の2/3を支援(②は既存事業の補助率の嵩上げ:補助率2/3を上限)

主な要件

- ・将来の集落を担う人材の確保や、居住環境や生活基盤の改善に向けた取組に対し、市町が必要と認めた事業に対し県が支援するもの。
- ・小規模高齢化集落等が一体となって取組を進める必要があるため、集落の「地域プラン」を策定すること。

事業の流れ



担当部所電話番号

地域振興部とっとり暮らし支援課 中山間・まちなか振興担当 電話(0857)26-7129

中山間地域活力創出若者活動支援事業

事業の目的

中山間地域において、大学生等による自発的な地域づくりの実践活動を支援することにより、大学生等による地域の課題解決やニーズに対応する活動を促進し、中山間地域の活力の創出を図ることを目的とする。

対象者

学生等の団体、集落等



支援の内容

県内外の大学生等の団体が

- ① 県内中山間地域の集落において地域の活性化に繋がる活動を行うために必要な経費
 - ② 活動を行った集落に対する活動の報告、提言、助言を行うために必要な経費
 - ③ 大学祭等において、集落の特産品をPRするなど、集落の魅力発信をするために必要な経費
- ※③については、集落の方も対象となります。

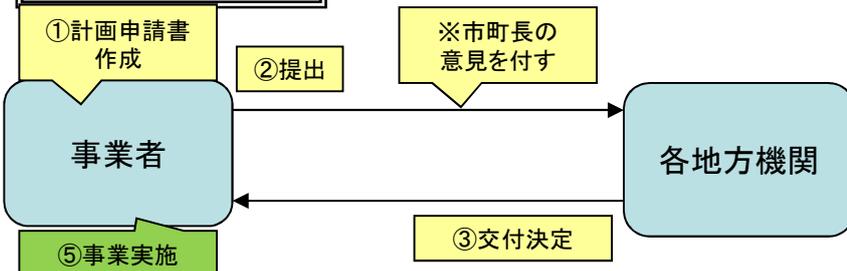
補助金額・補助率

- 【補助率】 ①事業費の1/2、②及び③事業費の10/10
- 【補助上限額】 ①活動20千円(1人あたり、10千円を超える部分について補助)
 ②報告、提言、助言50千円(1団体あたり)
 ③魅力発信50千円(1団体あたり)

主な要件

- ・条例・規則で定める中山間地域で実施される取組であること
- ・地域の活性化に繋がる活動であること

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
中山間地域振興	地域振興部とっとり暮らし支援課	0857-26-7129
	地域振興部東部振興監東部振興課	0857-26-7967
	中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
	西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
	西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2081

とっとり共生の里保全活動推進事業 (共生の里、むら・まち支え合い)

事業の目的

農山村等が企業・団体等及び市街地公民館等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道等の農業用施設の地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組みを通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。



対象者

市町村(間接補助事業者:農山村集落・地域)

支援の内容

農山村等と企業・団体等及び市街地公民館等と協働で行う地域資源保全活動や、営農支援、農産加工品等の製造・販売などの取組みに必要な経費を支援する。

補助金額・補助率

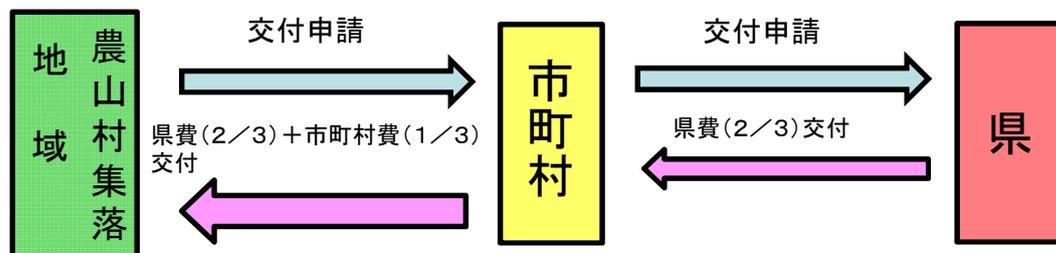
- 【共生の里推進加速化事業】 共生の里の活動に要する経費を補助する。
(上限 600千円/年・地区)
〔補助率〕 県2/3、市町村1/3
- 【むら・まち支え合い共生促進事業】 むら・まち支え合いの活動に要する経費を補助する。
(上限 300千円/年・地区)
〔補助率〕 県2/3、市町村1/3

主な要件

活動対象の地域は、過疎地域、振興山村及び特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村とする。

- * 共生の里の活動期間は、5年間
- * むら・まち支え合いの活動期間は、3年間

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334

元気な里山応援事業

事業の目的

中山間地域等における、農産物、水、エネルギーなど地域資源を活用しながら取り組まれる産業活動(農林水産業)の拡大、地域の魅力づくりを目指す取組を支援します。

対象者

[計画事業]市町村

[実践事業]市町村、主として農林業を行う事業者(農業生産法人、集落営農、NPO、JA、商工団体等)

支援の内容

[計画事業]市町村のプラン作成に必要な経費を支援する。

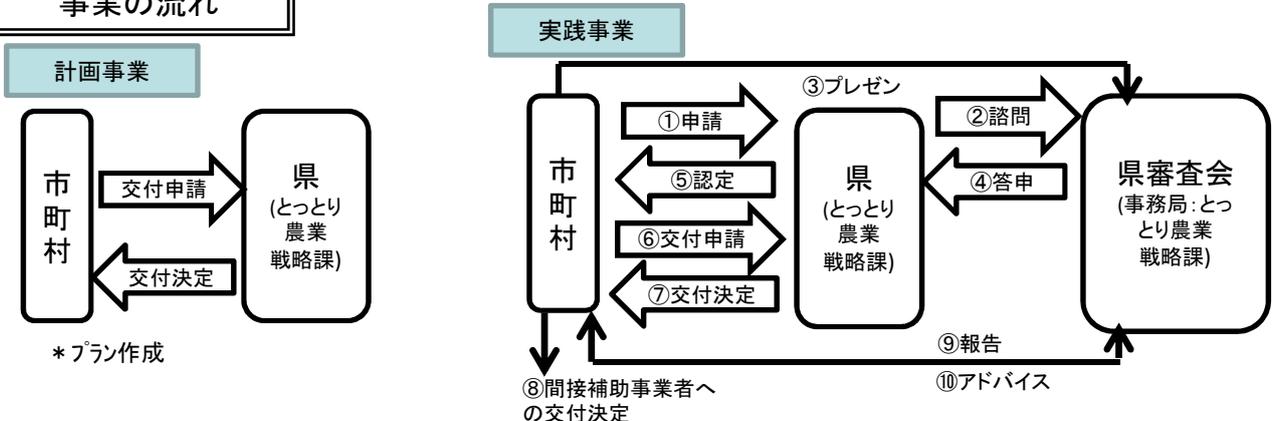
[実践事業]作成したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。

補助金額・補助率

項目	補助対象経費	補助対象事業者	補助上限(いずれも期間全体)	補助率	期間
元気な里山計画事業	調査経費、コンサルティング経費など準備・計画立案にかかる経費(委託費を含み、食糧費を除く。)	・市町村	50万円	定額	年度内
元気な里山実践事業	事業の試行、実施にかかる経費(プランで認められたもの) *人件費については、市町村一般職職員、地域おこし協力隊は除く	・市町村 ・主として農林水産業を行う事業者(農業生産法人、集落営農、NPO法人、JA、商工団体など。)	700万円 *人件費は事業期間全体の補助金額の1/2を上限	2/3	24か月以内

※事業者へは市町村経由の間接補助、市町村のかさ上げは任意

事業の流れ



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7256

農業農村自然エネルギー利活用支援事業

事業の目的

再生可能エネルギーの導入により、農村集落内等でのエネルギーの地産地消や地域活性化、農家所得の増加につながる取組を支援する。

対象者

農業協同組合、土地改良区、農村集落等



支援の内容

太陽光発電施設導入の取組に必要な経費を支援する。

太陽光発電施設の導入に要する経費

補助金額・補助率

太陽光発電施設導入補助

【補助率】 事業費の10%を補助する。(上限 1,000千円)

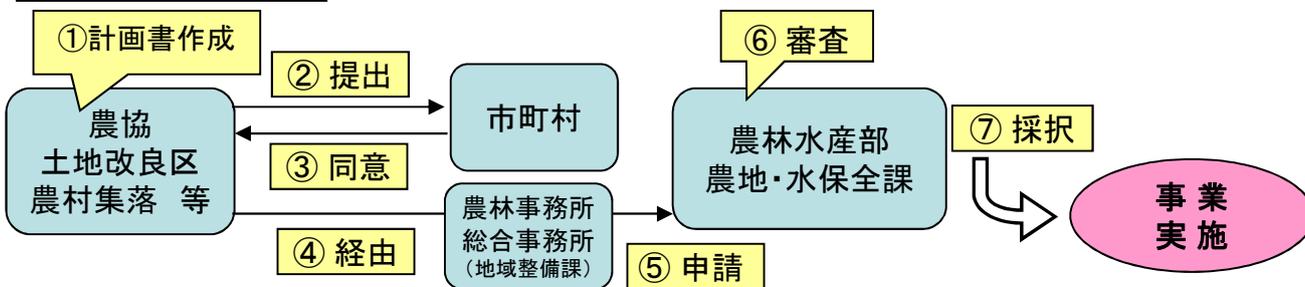
条件：原則、市町村の負担額と同額を支援。ただし、農協等の市町村を跨ぐ広域団体の場合は県単独で10%を支援。

主な要件

太陽光発電施設導入補助

太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取組であること。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334